

改正

平成22年3月30日規則第13号

平成25年12月27日規則第55号

平成28年3月30日規則第10号

平成30年6月29日規則第23号

令和元年5月30日規則第2号

長野市の景観を守り育てる規則

長野市の景観を守り育てる条例施行規則（平成5年長野市規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び長野市の景観を守り育てる条例（平成19年長野市条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

（面積及び高さの算定方法）

第3条 次の各号に掲げる面積及び高さの算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 建築面積 建築物（地階で地盤面上1メートル以下にある部分を除く。以下この号において同じ。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。
- （2） 床面積 建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。
- （3） 築造面積 工作物の水平投影面積による。
- （4） 高さ 建築物及び土地に定着して建設される工作物にあつては、地盤面からの高さにより、建築物に定着し又は継続して設置される工作物にあつては、当該建築物の高さを除いた高さによる。

2 前項第1号及び第4号の「地盤面」とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、その高低差

3メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。

(事前協議)

第4条 条例第10条の規定による協議は、法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知に係る建築行為等の着手予定日の90日前までに、景観計画区域内における建築行為等事前協議書(様式第1号)を提出して行うものとする。

2 前項の協議書には、景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。)第1条第2項に規定する図書を添付するものとする。ただし、同項に規定する図書に代わるものとして市長が別に定める図書を添付する場合は、この限りでない。

3 第1項の協議書及びこれに添付する前項の図書の提出部数は、7部とする。

(助言に対する回答)

第5条 建築行為等届出等予定者は、条例第11条第1項(条例第13条第2項において準用する場合を含む。)の規定による助言があったときは、回答書(様式第2号)により当該助言に係る対応を回答するものとする。

(協議の終了の申出)

第6条 条例第12条第1項第2号(条例第13条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出は、建築行為等協議終了申出書(様式第3号)を提出して行うものとする。

2 前項の申出書の提出部数は、1部とする。

(変更協議)

第7条 条例第13条第1項本文の規定による変更の協議(次項において「変更協議」という。)は、法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知に係る建築行為等の着手予定日の30日前までに、景観計画区域内における建築行為等変更協議書(様式第4号)を提出して行うものとする。

2 第4条第2項及び第3項の規定は、変更協議について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第7条第1項」と、「第1条第2項に規定する図書」とあるのは「第1条第2項に規定する図書(当該変更する事項に係る図書に限る。以下この項において同じ。)」と、第4条第3項中「第1項」とあるのは「第7条第1項」と、「前項」とあるのは「第7条第2項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(行為の届出)

第8条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の(変更)届出書(様式第5号)を2部提出して行うものとする。

(届出書等に添付する図書)

第9条 条例第15条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規則で定める図書は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書とする。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

(1) 条例第15条第1項第1号の行為 次に掲げる図書

- ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
- イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
- エ その他市長が必要と認める図書

(2) 条例第15条第1項第2号の行為 次に掲げる図書

- ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
- イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- ウ 堆積する箇所及び施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
- エ その他市長が必要と認める図書

(添付する図書に明示する事項)

第10条 別表第1の左欄に掲げる図書には、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を明示するものとする。

(届出等を要しない行為の規模)

第11条 条例第16条第5号の規則で定める規模は、別表第2のとおりとする。

(許可等を受けて行う行為)

第12条 条例第16条第6号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 砂防法(明治30年法律第29号)の規定に基づき許可を受けて行う行為
- (2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条の2第1項、第64条第1項又は第127条第1項の規定により届け出て行う行為
- (3) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項又は第14条第1項の規定による認可を受けた土地区画整理事業の施行として行う行為
- (4) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条第3項又は第16条第3項の規定による認可を受

けて行う行為、同法第20条第3項又は第21条第3項の規定による許可を受けて行う行為及び同法第33条第1項の規定により届け出て行う行為

- (5) 河川法（昭和39年法律第167号）の規定に基づき、河川管理者の許可又は承認を受けて行う行為
- (6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の2第1項の規定により届け出て行う行為
- (7) 長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）第8条第1項の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第20条第1項の規定により届け出て行う行為
- (8) 長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）第10条第3項の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第12条第1項又は第17条第1項の規定により届け出て行う行為
- (9) 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第13条第1項（同条例第34条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第14条第1項（同条例第29条及び第34条において準用する場合を含む。）又は第27条第1項の規定により届け出て行う行為
- (10) 長野市文化財保護条例（昭和51年長野市条例第74号）第14条第1項（同条例第30条及び第35条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第15条第1項（同条例第30条及び第35条において準用する場合を含む。）又は第28条第1項の規定により届け出て行う行為
- (11) 長野市自然環境保全条例（平成15年長野市条例第36号）第12条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けて行う行為及び同条第7項の規定により許可を受けたものとみなされる行為
- (12) 長野市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成25年長野市条例第42号）第3条第1項又は第6条第1項の規定による許可を受けて行う行為
- (13) 長野市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成28年長野市条例第25号）第4条第1項（同条例第11条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けて行う行為
(身分証明書)

第13条 法第17条第8項及び法第23条第3項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第6号）とする。

（行為の完了の届出）

第14条 条例第21条の規定による届出は、景観計画区域内における行為の完了届出書（様式第7号）を提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書には、当該行為を完了したことが確認できる写真を添付するものとする。
- 3 第1項の届出書及びこれに添付する前項の写真の提出部数は、1部とする。

(景観重要建造物等を表示する標識)

第15条 法第21条第2項及び第30条第2項に規定する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号
- (2) 景観重要建造物又は景観重要樹木の名称
- (3) 指定年月日

- 2 前項の標識の設置場所は、当該建造物又は当該樹木の所有者と協議の上で決定するものとする。

(現状変更行為の許可等)

第16条 省令第9条第1項及び第14条第1項の申請書は、景観重要建造物等現状変更行為許可申請書(様式第8号)によるものとする。

- 2 前項の申請書及びこれに添付する図書の提出部数は、2部とする。

(所有者の変更)

第17条 法第43条の規定による届出は、所有者変更届出書(様式第9号)によるものとする。

(景観形成市民団体の認定要件)

第18条 条例第27条第1項の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 団体の活動がその活動区域の景観の形成に有効であると認められること。
- (2) 活動区域内の市民の多数により組織されていると認められること。

(景観形成市民団体の認定申請等)

第19条 条例第27条第2項の規定による申請は、景観形成市民団体認定申請書(様式第10号)に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 規約
- (2) 活動区域を示す図面
- (3) 構成員及び役員の氏名及び住所を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める図書

- 2 前項第1号に規定する規約には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 名称
- (2) 設立目的
- (3) 活動区域

- (4) 活動内容
- (5) 構成員の範囲
- (6) 役員に関する規定
- (7) 会議に関する規定
- (8) 経費及び会計に関する規定
- (9) 規約の変更に関する規定

3 市長は、第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、その旨を当該申請をしたものに通知するものとする。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年1月4日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日規則第13号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月27日規則第55号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日規則第10号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月29日規則第23号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の長野市の景観を守り育てる規則別表第2の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日に行う景観法(平成16年法律第110号)第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知(以下「届出等」という。)に係る行為(同条第1項に規定する行為をいう。以下同じ。)について適用し、施行日前に行う届出等に係る行為については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年5月30日規則第2号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

| 図書の種類 | 明示すべき事項等 |
|------------------------|---|
| 省令第1条第2項第1号ハに掲げる 図書 | (1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界及び建築物又は工作物の位置 (3) 敷地の接する道路の位置及び幅員 (4) 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 (5) 擁壁、垣、柵、塀等の高さ及び長さ |
| 省令第1条第2項第1号ニに掲げる 図書 | 縮尺並びに主要部分の材料の種別、仕上方法及び色彩（日本産業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の値をいう。以下同じ。） |
| 条例第14条第1項第1号に掲げる 図書 | 設備の設置において景観に配慮した事項 |
| 第9条第1項第2号ウに掲げる 図書 | (1) 方位、敷地の形状及び寸法 (2) 堆積の位置 (3) 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 (4) 敷地の接する道路の位置及び幅員 (5) 隣接地との高低差 (6) 付近の土地利用の現況 |

別表第2（第11条関係）

1 大門町南景観計画推進地区

| 行為の種類 | 面積、高さ又は長さの規模 |
|--|---------------------------|
| 建築物の新築、増築、改築又は移 転 | 当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル |
| 建築物の外観を変更することと なる修繕若しくは模様替又は色 彩の変更（床面積の合計が10平方 メートル超の建築物に限る。） | 変更に係る部分の面積が15平方メートル |
| 条例第2条第4号アに掲げる工 作物の建設等 | 当該行為に係る部分の高さが5メートル |

| | |
|--------------------------|--|
| 条例第2条第4号イに掲げる工 作物の建設等 | |
| 条例第2条第4号ウに掲げる工 作物の建設等 | 当該行為に係る部分の高さが5メートルかつ表示面積3平方 メートル |
| 条例第2条第4号エに掲げる工 作物の建設等 | 当該行為に係る部分の高さが5メートル |
| 条例第2条第4号オに掲げる工 作物の建設等 | 当該行為に係る部分の高さが1.5メートルかつ長さが5メー トル |
| 条例第2条第4号カに掲げる工 作物の建設等 | 当該行為に係る部分の高さが5メートル |
| 条例第2条第4号キに掲げる工 作物の建設等 | 当該行為に係る部分の築造面積が10平方メートル |
| 条例第2条第4号クに掲げる工 作物の建設等 | |
| 条例第2条第4号ケに掲げる工 作物の建設等 | |
| 条例第2条第4号コに掲げる工 作物の建設等 | |
| 条例第2条第4号サに掲げる工 作物の建設等 | 当該行為に係る部分の高さが15メートル |
| 条例第2条第4号シに掲げる工 作物の建設等 | 当該行為に係る部分の高さが5メートルかつ太陽光発電パネ ル（太陽光を電気に変換するための設備として屋外に設置す るパネルをいう。以下同じ。）を設置する場合にあっては、 その面積が10平方メートル |
| 開発行為 | 当該行為に係る土地の面積が1,000平方メートルかつ当該行 為により生ずる法(のり)面又は擁壁の高さが1.5メートル |
| 条例第15条第1項第1号に掲げ る行為 | |
| 条例第15条第1項第2号に掲げ る行為 | 堆積の高さが3メートルかつその用に供される土地の面積が 100平方メートル |

2 松代町景観計画推進地区

| 行為の種類 | 面積、高さ又は長さの規模 |
|--|---|
| 建築物の新築又は移転 | 当該行為に係る部分の高さが10メートルかつ建築面積の合計が1,000平方メートル |
| 建築物の増築又は改築 | 次のいずれにも該当するもの（当該行為に係る部分の外観の変更を伴わないものに限る。） (1) 当該行為に係る床面積が100平方メートル (2) 当該行為後の高さが10メートル (3) 建築面積の合計が1,000平方メートル |
| 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（高さが10メートル超又は建築面積の合計が1,000平方メートル超の建築物に限る。） | 変更に係る部分の面積が500平方メートル |
| 条例第2条第4号アに掲げる工 作物の建設等 | 当該行為に係る部分の高さが13メートル |
| 条例第2条第4号イに掲げる工 作物の建設等 | |
| 条例第2条第4号ウに掲げる工 作物の建設等 | 当該行為に係る部分の高さが13メートルかつ表示面積が25平方メートル |
| 条例第2条第4号エに掲げる工 作物の建設等 | 当該行為に係る部分の高さが13メートル |
| 条例第2条第4号オに掲げる工 作物の建設等 | 当該行為に係る部分の高さが3メートル又は長さが30メートル |
| 条例第2条第4号カに掲げる工 作物の建設等 | 当該行為に係る部分の高さが13メートル |
| 条例第2条第4号キに掲げる工 作物の建設等 | 当該行為に係る部分の高さが13メートルかつ築造面積が1,000平方メートル |
| 条例第2条第4号クに掲げる工 | |

| | |
|--------------------------|--|
| 作物の建設等 | |
| 条例第2条第4号ケに掲げる工 作物の建設等 | |
| 条例第2条第4号コに掲げる工 作物の建設等 | |
| 条例第2条第4号サに掲げる工 作物の建設等 | 当該行為に係る部分の高さが20メートル |
| 条例第2条第4号シに掲げる工 作物の建設等 | 当該行為に係る部分の高さが13メートルかつ太陽光発電パネルを設置する場合にあっては、その面積が500平方メートル |
| 開発行為 | 当該行為に係る土地の面積が3,000平方メートルかつ当該行 |
| 条例第15条第1項第1号に掲げ る行為 | 為により生ずる法(のり)面又は擁壁の高さが3メートル又は 長さが30メートル |
| 条例第15条第1項第2号に掲げ る行為 | 堆積の高さが3メートルかつその用に供される土地の面積が 1,000平方メートル |

3 その他の景観計画区域

| 行為の種類 | 面積、高さ又は長さの規模 |
|--|---|
| 建築物の新築又は移転 | 当該行為に係る部分の高さが13メートルかつ建築面積の合計 が1,000平方メートル |
| 建築物の増築又は改築 | 次のいずれにも該当するもの（当該行為に係る部分の外観の 変更を伴わないものに限る。） (1) 当該行為に係る床面積が100平方メートル (2) 当該行為後の高さが13メートル (3) 建築面積の合計が1,000平方メートル |
| 建築物の外観を変更することと なる修繕若しくは模様替又は色 彩の変更（高さが13メートル超又 は建築面積の合計が1,000平方メ ートル超の建築物に限る。） | 変更に係る部分の面積が500平方メートル |
| 条例第2条第4号アに掲げる工 | 当該行為に係る部分の高さが13メートル |

| | |
|---------------------|--|
| 作物の建設等 | |
| 条例第2条第4号イに掲げる作物の建設等 | |
| 条例第2条第4号ウに掲げる作物の建設等 | 当該行為に係る部分の高さが13メートルかつ表示面積が25平方メートル |
| 条例第2条第4号エに掲げる作物の建設等 | 当該行為に係る部分の高さが13メートル |
| 条例第2条第4号オに掲げる作物の建設等 | 当該行為に係る部分の高さが3メートル又は長さが30メートル |
| 条例第2条第4号カに掲げる作物の建設等 | 当該行為に係る部分の高さが13メートル |
| 条例第2条第4号キに掲げる作物の建設等 | 当該行為に係る部分の高さが13メートルかつ築造面積が1,000平方メートル |
| 条例第2条第4号クに掲げる作物の建設等 | |
| 条例第2条第4号ケに掲げる作物の建設等 | |
| 条例第2条第4号コに掲げる作物の建設等 | |
| 条例第2条第4号サに掲げる作物の建設等 | 当該行為に係る部分の高さが20メートル |
| 条例第2条第4号シに掲げる作物の建設等 | 当該行為に係る部分の高さが13メートルかつ太陽光発電パネルを設置する場合にあっては、その面積が500平方メートル |
| 開発行為 | 当該行為に係る土地の面積が3,000平方メートルかつ当該行為により生ずる法(のり)面又は擁壁の高さが3メートル又は長さが30メートル |
| 条例第15条第1項第1号に掲げる行為 | |
| 条例第15条第1項第2号に掲げる行為 | 堆積の高さが3メートルかつその用に供される土地の面積が1,000平方メートル |

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第13条関係)

様式第7号 (第14条関係)

様式第8号 (第16条関係)

様式第9号 (第17条関係)

様式第10号 (第19条関係)